

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

概 要

機 構

財 政

事 業

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

概 要

東京都区市町村振興協会（以下「本協会」という。）は、東京都内の区市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、財政支援のための貸付事業など区市町村を支援する事業を行い、もって都民福祉の増進に資することを目的として、昭和54年4月1日に財団法人として設立された。その後、平成20年12月1日の公益法人制度改革三法の施行を機に、より透明で効率的な財団運営を図るため、平成22年3月23日に東京都知事の認定を受け、同年4月1日から公益財団法人として活動している。

事業活動としては、市町村振興宝くじ（通称「サマージャンボ宝くじ」）の収益金を原資とする基金を設け、災害対策事業や施設整備事業の資金として長期・短期の資金貸付を行うとともに、区市町村が共同で行う各種の事業に対する助成や、区市町村の振興に関する情報提供事業を行っている。

また、平成13年度から発売されている市町村振興宝くじ（通称「ハロウィンジャンボ宝くじ」）の収益金を、各区市町村に交付している。

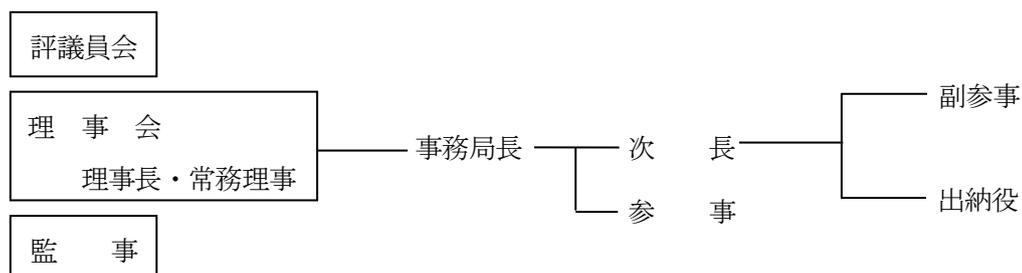
機 構

1 概 説

役員を選任・解任、定款の変更等を決議する機関として評議員会を、業務執行の決定等を行う機関として理事会を置き、理事長の下に事務局を設置している。

また、理事の職務執行及び計算書類等を監査する機関として監事が置かれている。

組織図（令和6年4月1日現在）



2 評議員会

評議員・理事及び監事を選任・解任、同職の報酬等の額・支給基準の決定、貸借対照表・正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認、定款の変更等を決議する機関で、評議員6人で構成されている。開催は、定時評議員会を毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開かれる。評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までである。

評議員会開催状況（令和5年度）

定時評議員会（令和5年6月27日） 書面決議

議案番号	議案	内容
1	令和4年度決算報告の件	令和4年度の決算報告（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）を承認した。
2	評議員の辞任に伴う補欠選任の件	評議員の辞任に伴い次の者を補欠選任した。 前川耀男氏（練馬区長） 山本香代子氏（江東区議会議長） 田中政義氏（国分寺市議会議長） 坂上長一氏（大島町長） 山崎栄氏（瑞穂町議会議長）
3	理事の辞任に伴う補欠選任の件	理事の辞任に伴い次の者を補欠選任した。 吉住健一氏（新宿区長） 加藤育男氏（福生市長）
4	監事の辞任に伴う補欠選任の件	監事の辞任に伴い次の者を補欠選任した。 吉本昂二氏（檜原村長） 高田照之氏（東京都総務局多摩島しょ振興担当部長）

第1回臨時評議員会（令和5年9月11日） 書面決議

議案番号	議案	内容
1	東京都特別区・市・町村議会議長会友好代表団訪中事業助成金の増額の件	300万円の追加助成を行うとともに事業計画書の変更を承認した。
2	令和5年度収支予算書の（補正予算第1次）の件	議長会友好代表団訪中事業助成金の増額と令和4年度決算に基づく正味財産期首残額の補正予算を承認した。

第2回臨時評議員会（令和6年3月27日）

議案番号	議案	内容
1	令和6年度事業計画書の件	令和6年度事業計画書を承認した。
2	令和6年度収支予算書の件	令和6年度収支予算書を承認した。

3 理事会

本協会の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び常務理事の選任・解任を行う機関で、理事6人で構成されている。評議員会の開催を理事会の決議により理事長が招集することから、理事会は評議員会の開催前に開かれるほか、理事長が必要に応じて招集する。

理事会開催状況（令和5年度）

第1回理事会（令和5年6月9日） 書面決議

議案番号	議案	内容
1	令和4年度事業報告の件	令和4年度の事業報告を承認した。
2	令和4年度決算報告の件	令和4年度の決算報告（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）を承認した。
3	評議員及び役員の辞任に伴う補欠選任候補者の推薦の件	<p>評議員及び役員の辞任に伴い補欠選任候補者として次のとおり推薦することを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員補欠選任候補者 前川耀男氏（練馬区長） 山本香代子氏（江東区議会議長） 田中政義氏（国分寺市議会議長） 坂上長一氏（大島町長） 山崎栄氏（瑞穂町議会議長） ・理事補欠選任候補者 吉住健一氏（新宿区長） 加藤育男氏（福生市長） ・監事補欠選任候補者 吉本昂二氏（檜原村長） 高田照之氏（東京都総務局多摩島しょ振興担当部長）
4	令和5年度定時評議員会及び第2回理事会の開催の件	令和5年度定時評議員会及び第2回理事会の開催について決定した。

第2回理事会（令和5年6月27日） 書面決議

議案番号	議案	内容
1	理事長の選定の件	理事の中から吉住健一氏を理事長に選定した。

第3回理事会（令和5年8月21日） 書面決議

議案番号	議案	内容
1	東京都特別区・市・町村議会議長会友好代表団訪中事業助成金の増額の件	300万円の追加助成を行うとともに事業計画書の変更を決定した。
2	令和5年度収支予算書（補正予算第1次）の件	議長会友好代表団訪中事業助成金の増額及び令和4年度決算に基づく一般正味財産期首残額の補正予算を決定した。
3	臨時評議員会への提案事項の件	議長会友好代表団訪中事業助成金の増額及び令和4年度決算に基づく一般正味財産期首残額の補正予算を、臨時評議員会への提案事項として決議された。

第4回理事会（令和6年2月1日）

議案 番号	議 案	内 容
1	令和6年度区市町村振興共同事業助成の件	令和6年度の区市町村振興共同事業への助成を決定した。
2	令和6年度事業計画書の件	令和6年度事業計画書を決定した。
3	令和6年度収支予算書の件	令和6年度収支予算書を決定した。
4	令和5年度第2回臨時評議員会の開催の件	令和5年度第2回臨時評議員会の開催について決定した。

4 役員及び職員

本協会の役員は、理事長、常務理事、理事4人及び監事3人で構成され、役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までである。

(1) 理事長・常務理事及び理事

理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。理事長は、本協会を代表し、その業務を執行する。常務理事は、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。理事長及び常務理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事となっている。理事は、本協会の職務を執行する。

(2) 監 事

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

また、いつでも理事等に対して事業報告を求め、業務及び財産状況を調査する権限がある。

令和4年度の事業執行状況、会計処理、収支決算及び財産状況等については、令和5年4月24日に監事会を開催し、監査を行った。監査の結果は次のとおりであった。

ア 事業報告等の監査結果

(ア) 事業報告は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。

(イ) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

イ 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当協会の財産及び正味財産の増減の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

ウ 資金収支計算書の監査結果

資金収支計算書は、当協会の資金収支の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 職員

事務局には、事務局長及び所要の職員を置いている。事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免し、事務局長以外の職員は、理事長が任免している。

現在、事務局長は常務理事が兼務し、職員は公益財団法人特別区協議会との業務支援に関する協定により、同協議会職員（11人）が兼務している。

財 政

1 概 説

本協会の財源は、市町村振興宝くじ(通称「サマージャンボ宝くじ」及び「ハロウィンジャンボ宝くじ」)の発売収益に係る東京都からの交付金である。

なお、インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)の8月及び9月発売回の収益金が「サマージャンボ」及び「ハロウィンジャンボ」と同様に配分された。

2 サマージャンボ宝くじに係る交付金

サマージャンボ宝くじは、その収益金を区市町村振興の財源に充てることを目的として、昭和54年に設けられ、毎年7月に発売されている。交付金は、収益金を都道府県ごとに団体(区市町村)数、人口及び売上高(各都道府県における売上高)を3分の1ずつの割合で算出して配分し、各都道府県から交付される。

①令和5年度サマージャンボ等東京都交付金	2,790,666,861円
◆内訳	
・サマージャンボ・ジャンボミニ	2,570,900,722円
・前年度時効金	166,452,777円
・クイックワン8月発売回	53,313,362円
②一般財団法人全国市町村振興協会への納付額(10%)	279,066,682円
③実収入	2,511,600,179円

④発売時期

- ・サマージャンボ・サマージャンボミニ：令和5年7月4日～8月4日
- ・クイックワン8月発売回：令和5年8月1日～8月31日

3 ハロウィンジャンボ宝くじに係る交付金

ハロウィンジャンボ宝くじ(平成29年度に「オータムジャンボ宝くじ」から改称)は、その収益金を区市町村へ全額交付することを目的として、平成13年度より設けられ、毎年10月頃に発売されている。交付金は、サマージャンボ宝くじと同様の方法で、各都道府県から交付される。

①令和4年度ハロウィンジャンボ等東京都交付金	1,467,302,810円
◆内訳	
・ハロウィンジャンボ・ハロウィンミニ	1,378,980,491円
・前年度時効金	57,245,169円
・クイックワン9月発売回	31,077,150円
②預金利息収入	2,818円

③62区市町村への交付日 令和6年3月6日

①+②の合計額(1,467,304,632円)を各区市町村に均等に配分する均等割及び10月1日現在の人口数に応じて配分する人口割を2分の1ずつの割合で62区市町村に交付した。

④発売時期

- ・ハロウィンジャンボ・ハロウィンミニ：令和5年9月20日～10月20日
- ・クイックワン9月発売回：令和5年9月1日～9月30日

4 会 計

本協会の会計は、公益法人会計基準(「平成20年基準」内閣府公益認定等委員会・平成20年4月11日制定)に基づき、公益目的事業会計と法人会計に区分して処理している。

令和6年度予算(資金収支計算ベース)は次表のとおりである。

(1) 公益目的事業会計

(単位：千円)

区 分	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増△減額
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
基本財産運用収入	-	-	-
特定資産運用収入	301,089	280,631	20,458
貸付金償還収入	14,355,387	14,289,221	66,166
交付金等収入	4,038,740	4,065,632	△26,892
雑収入	2	2	0
事業活動収入計 a	18,695,218	18,635,486	59,732
2 事業活動支出			
① 事業費支出	20,580,189	20,403,929	176,260
② 管理費支出	-	-	-
事業活動支出計 b	20,580,189	20,403,929	176,260
事業活動収支差額 A (a-b)	△1,884,971	△1,768,443	△116,528
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
特定資産取崩収入	18,803,256	18,501,341	301,915
投資活動収入計 c	18,803,256	18,501,341	301,915
2 投資活動支出			
特定資産積立支出	16,920,409	16,750,861	169,548
投資活動支出計 d	16,920,409	16,750,861	169,548
投資活動収支差額 B (c-d)	1,882,847	1,750,480	132,367
III 財務活動収支の部			
財務活動収入計 e	-	-	-
財務活動支出計 f	-	-	-
財務活動収支差額 C (e-f)	-	-	-
IV 予備費支出 D	7,000	7,000	0
当期収支差額 A+B+C-D	△9,124	△24,963	15,839
前期繰越収支差額	9,124	24,963	△15,839
次期繰越収支差額	0	0	0

(2) 法人会計

(単位：千円)

区 分	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増△減額
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
基本財産運用収入	22	22	0
特定資産運用収入	29,699	26,671	3,028
貸付金償還収入	-	-	-
交付金等収入	285,952	274,466	11,486
雑収入	5	5	0
事業活動収入計 a	315,678	301,164	14,514
2 事業活動支出			
① 事業費支出	-	-	-
② 管理費支出	315,678	301,164	14,514
事業活動支出計 b	315,678	301,164	14,514
事業活動収支差額 A (a-b)	0	0	0
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
特定資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入計 c	0	0	0
2 投資活動支出			
特定資産積立支出	0	0	0
投資活動支出計 d	0	0	0
投資活動収支差額 B (c-d)	0	0	0
III 財務活動収支の部			
財務活動収入計 e	0	0	0
財務活動支出計 f	0	0	0
財務活動収支差額 C (e-f)	0	0	0
IV 予備費支出 D	1,000	1,000	0
当期収支差額 A+B+C-D	△1,000	△1,000	0
前期繰越収支差額	1,000	1,000	0
次期繰越収支差額	0	0	0

事業

1 概説

「東京都内の区市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、必要な諸事業を行い、もって都民福祉の増進に資する」という本協会の目的を達成するために、区市町村の財政支援のための貸付事業、市町村振興宝くじ交付金の交付事業、区市町村が共同して行う区市町村の振興に資する事業への助成事業、区市町村の振興に関する情報提供事業を行っている。

本協会の事業は、定款第4条第1項各号に定めている。

2 事業

(1) 区市町村に対する資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

サマージャンボ宝くじの発売に係る収益金の交付金を基金として積立て、区市町村に対し、災害対策事業及び施設等整備事業の資金として、長期及び短期の資金貸付を行っている。

令和6年度貸付（令和6年5月現在）

	長期貸付		短期貸付
予 算 額	110 億円		50 億円
貸付対象事業	・災害に関する事業 ・区市町村等における施設等整備事業（長期貸付にあつては、地方債の起債に関して届出、同意又は許可がなされた事業）		
貸 付 条 件	貸付期間	据置期間	利 率
	5 年以内	1年以内	財政融資資金と貸付期間等が同一条件の利率に0.3を乗じた率(小数点第2位四捨五入)を当該財政融資資金の利率から減じて得られた率とする。 ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%以上0.1%以下の場合については、当該貸付利率に、0.7を乗じて得られた率(小数点第3位四捨五入)と、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%未満の場合については、当該財政融資資金貸付金の貸付利率とする。
	10 年以内	2年以内	
	15 年以内	3年以内	
	20 年以内	3年以内	
		財政融資資金の満期一括償還5年以内の利率に0.5を乗じた率(小数点第2位四捨五入)を当該財政融資資金の利率から減じて得られた率とする。 ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%以上0.1%以下の場合については、当該貸付利率に、0.5を乗じて得られた率(小数点第3位四捨五入)と、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%未満の場合については、当該財政融資資金貸付金の貸付利率とする。	
償 還 時 期 及 び 方 法	年1回(5月20日)、半年賦元金均等償還		年4回(4月・7月・10月の1日及び1月4日)、同一会計年度内に元金利息を一括償還

注 短期貸付については、次の事業の利息を免除している。

- ①地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第4号の災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業、②国又は東京都の補助金を受けている災害復旧事業等

ア 長期貸付の貸付状況

令和5年度（令和5年5月22日貸付）貸付結果

償還期間別	貸付団体数	貸付金額(千円)	貸付利率(年)
償還期間 5 年以内	1 市	149,500	0.05%
償還期間 10 年以内	2 区 12 市 5 町村	3,103,900	0.2%
償還期間 15 年以内	4 市	472,600	0.4%
償還期間 20 年以内	5 区 9 市	6,419,500	0.6%
計	7 区 26 市 5 町村	10,206,000	

令和5年度（令和6年3月26日貸付）貸付結果

償還期間別	貸付団体数	貸付金額(千円)	貸付利率(年)
償還期間 20 年以内	1 村	61,000	0.8%

合計	7 区 26 市 6 町村	10,267,000	
----	---------------	------------	--

注 貸付団体は、償還期間別に重複する団体がある。

イ 短期貸付の貸付状況

令和5年度貸付結果

貸付月別	貸付団体数	貸付金額(千円)	貸付利率(年)
4月3日貸付 (災害対策事業)	1 町	155,000	免除
	1 村	90,000	免除
4月3日貸付 (施設等整備事業)	1 町	345,000	0.04%
計	2 町 1 村	590,000	

注 4月3日貸付の1町（大島町）155,000千円、1村（三宅村）900,000千円は、災害応急事業・災害復旧事業等により利息を免除している。また、施設等整備事業の1町（大島町）は、災害応急事業と重複している。

(2) 市町村振興宝くじ交付金の区市町村への交付事業（定款第4条第1項第2号）

平成13年度から収益金を区市町村に配分することを目的として、オータムジャンボ宝くじ（平成29年度から「ハロウィンジャンボ宝くじ」に改称）が発売された。配分方法は、各区市町村に均等に配分する均等割と10月1日現在の人口数に応じて配分する人口割を2分の1ずつの割合で区市町村へ交付している。

(3) 区市町村振興共同事業助成（定款第4条第1項第3号）

○令和5年度事業

区市町村が共同して行う事業並びに区及び市町村で構成する団体の行う事業に対し、サマージャンボ事業基金（以下「事業基金」という。）及び事業基金の運用益を充当し、次のとおり助成した。

ア 62区市町村が連携及び共同して行う事業

(ア) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」事業

62区市町村が緑保全や温室効果ガス削減への取組において連携・共同することにより、各自治体や地域の特性に応じた自然環境保護、地球温暖化防止対策の推進を図るための特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会の共同事業に対し助成。

令和5年度は、「温室効果ガス標準算定手法の共有化推進」「各団体の実施する事業との連携」「気候変動への適応策に関する調査研究」ほかの事業に対し、事業基金を充当して133,759,263円を助成した。

イ 東京39市町村が連携及び共同して行う事業

(ア) 多摩・島しょ広域連携活動助成事業

多摩・島しょ地域の市町村が立ち上げる新たな連携活動の支援、既存の連携活動の活性化、市町村職員の交流及び人材育成、ひいては多摩・島しょの魅力を高める事業に対し助成。

令和5年度は、子ども体験塾事業、観光振興連携活動事業、一般連携活動事業に対し、事業基金を充当して159,443,589円を助成した。

(イ) 東京39市町村の自治に関する調査研究等事業

市町村の広域的・共通的な課題について調査研究を行い、多摩・島しょ地域の各市町村の自治の振興に寄与する事業に対し助成。

令和5年度は、関係人口とともに創る地域づくりに関する調査研究、地域課題の解決に向けたeスポーツの可能性に関する調査研究、地域の未来予測を踏まえた多様な主体との広域的な協働のあり方に関する調査研究、ごみ実態調査、多摩地域データブック、市町村税・財政参考資料作成等に対し、事業基金を充当して80,000,000円を助成した。

(ウ) 多摩26市自治推進事業

多摩26市に共通する行政課題について、調査、研究、現地視察及び政策提言の提唱を行うとともに、国や都などの関係機関に働きかけを行い、提言等の実現を図る事業に対し助成。

令和5年度は、事業基金及び事業基金運用益を充当して278,647,950円を助成した。

(エ) 多摩地域ペーパーレス化・デジタル化推進事業

多摩地域自治体のペーパーレス化・デジタル化を推進する事業に対し助成。

令和5年度は、事業基金を充当して3,461,256円を助成した。

(オ) 多摩・島しょ行政手続のオンライン化・事務処理効率化推進事業

多摩・島しょ地域の市町村が実施する行政手続のオンライン化に関する事業を支援又は活性化し、住民の利便性の向上と自治体業務の効率化を促進することを目的とした事業に対し助成。

令和5年度は、事業基金を充当して876,075,631円を助成した。

(カ) 東京都町村自治推進事業

町村の行政課題に対する取り組みを支援することを目的とした、各種の調査研究事業。また、自主的・主体的に地域活性化に取り組めるよう、地域活性化センターのデータベース活用に係る経費に対し助成。

令和5年度は、政務活動事業、調査研究事業、自治振興事業に対し、事業基金及び事業基金運用益を充当して7,710,000円を助成した。

(キ) 西多摩及び島しょ地域ペーパーレス化・デジタル化推進事業

町村事務デジタル化実証効果還元事業、町村会ウェブサイトの再構築、小規模自治体におけるDX推進のあり方に関する調査研究に対し助成。

令和5年度は事業基金を充当して21,202,111円を助成した。

(ク) 東京自治会館本館再整備事業に係るコンストラクション・マネジメント業務委託事業

「東京自治会館施設維持保全計画」に基づく令和6年度の改修計画を見直し、コンストラクション・マネジメント業務の委託により東京自治会館再整備に向けた基本計画の策定や発注業務等を実施する事業に対し助成。

令和5年度は事業基金を充当して40,700,000円を助成した。

(ケ) 東京自治会館オンライン化推進と市町村職員のデジタル人材育成等事業

都内全市町村の共同の施設である、東京自治会館の会議室のオンライン化推進と市町村職員のデジタル人材育成に関する研修等を実施するため、機材の導入など環境整備を実施する事業に対し助成。

令和5年度は事業基金を充当して19,363,924円を助成した。

ウ 23特別区が連携及び共同して行う事業

(ア) 特別区全国連携プロジェクト関連事業

各区及び23特別区が全国各地域と連携・交流をさらに深める契機となる特別区全国連携プロジェクト関連事業を実施することにより、東京を含めた各地域の経済の活性化、地域の振興を図る事業、及び被災地支援事業に対し助成。

令和5年度は、事業基金を充当して79,121,235円を助成した。

(イ) 「特別区長会調査研究機構」事業

特別区及び地方行政に関わる課題について、大学その他の研究機関、国及び地方自治体と連携して調査研究を行うことにより、特別区長会における諸課題の検討に資するとともに、特別区の発信力を高めることを目的に設置された「特別区長会調査研究機構」事業に対し助成。

令和5年度は事業基金を充当して129,148,077円を助成した。

(ウ) (仮称) 東京区政会館別館(特別区職員研修所)整備事業

令和4年度中に未確定であった(仮称)東京区政会館別館(特別区職員研修所)の不動産取得税に要する費用を助成。

令和5年度は、事業基金を充当して315,400円助成した。

エ 区市町村が共同して設置した団体が行う区市町村振興事業

(ア) 特別区の自治に関する普及啓発等事業

- ・ 調査研究事業：特別区制度の調査研究、特別区の事務事業に係る法律上の紛争の調査研究
- ・ 特別区の自治に関する情報提供事業：資料の収集・管理・提供等
- ・ 特別区の自治に関する普及啓発事業：講演会の実施、展示等
- ・ 企画広報事業：刊行物の発行、ホームページの運営等
- ・ 地方行財研究会資料の提供事業：「地方行財政 Web」による行政情報の提供
- ・ 特別区自治情報・交流センターの管理等

令和5年度は、事業基金及び事業基金運用益を充当して152,163,000円を助成した。

(イ) 東京 39 市町村の自治に関する実態調査及び普及啓発等事業

- ・ 実態調査事業：多摩地域ごみ実態調査、多摩地域データブック作成など
- ・ 市町村の自治に関する普及啓発事業：機関誌（ぐるり 39）・情報提供誌（ニュース・レター）の発行、ホームページによる情報提供など
- ・ 広域的市民活動への支援事業：広域的市民活動団体に会議室機器類等の提供など

令和5年度は、事業基金運用益を充当して116,337,000円を助成した。

(ウ) 多摩東京移管 130 周年事業

東京移管後の130年をまとめた小冊子を発行するとともに、130周年を記念した市町村応募のフォトコンテストの開催、市町村から提供された過去の風景や現在のまち並みの写真の東京自治会館での展示事業や普及啓発事業に対し助成。

令和5年度は、事業基金を充当し24,947,600円を助成した

オ 区市町村職員共同研修事業

行政の専門職及び行政実務の専門家として求められる高度な専門的知識・技能等の向上を目的として行われる、特別区職員及び東京都市町村職員の研修事業に対し助成。

令和5年度は、特別区人事・厚生事務組合（特別区職員研修所）及び東京市町村総合事務組合（東京都市町村職員研修所）が実施する共同研修事業に対し、事業基金を充当し、各組合に35,000,000円を助成した。

カ 日中友好交流事業

東京都と北京市において、両都市の市民間の友好往来を増進し、経済、文化芸術、教育、科学技術、都市建設などの面において多様な形による広範な交流を行うための友好交流事業に対し助成。

・特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会が合同で北京市区友好代表団を東京に招聘する事業

・東京都特別区・市・町村議会議長会友好代表団が合同で北京市区人民代表大会を訪問する事業

令和5年度は、事業基金を充当して15,776,259円を助成した。

○令和6年度事業

区市町村が共同して行う事業並びに区及び市町村で構成する団体が行う事業に対し、事業基金及び事業基金の運用益を充当し、令和6年度は次のとおり助成する予定である。

ア 62区市町村が連携及び共同して行う事業

(ア) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」事業
予算額 141,900千円

イ 東京39市町村が連携及び共同して行う事業

(ア) 多摩・島しょ広域連携活動助成事業 予算額 198,936千円
(イ) 東京39市町村の自治に関する調査研究等事業 予算額 100,000千円
(ウ) 多摩26市自治推進事業 予算額 324,370千円
(エ) 多摩地域ペーパーレス化・デジタル化推進事業 予算額 20,000千円
(オ) 多摩・島しょ行政手続のオンライン化・事務処理効率化推進事業 予算額 1,370,607千円
(カ) 東京都町村自治推進事業 予算額 7,710千円
(キ) 西多摩及び島しょ地域ペーパーレス化・デジタル化推進事業 予算額 20,932千円
(ク) 東京自治会館本館再整備事業 予算額 252,000千円
(ケ) 再整備を契機とする新規共同事務の構築に関する調査研究業務 予算額 5,000千円

ウ 23特別区が連携及び共同して行う事業

(ア) 特別区全国連携プロジェクト関連事業 予算額 121,550千円
(イ) 「特別区長会調査研究機構」事業 予算額 130,751千円

エ 区市町村が共同して設置した団体が行う区市町村振興事業

(ア) 特別区の自治に関する普及啓発等事業 予算額 165,000千円
(イ) 東京39市町村の自治に関する実態調査及び普及啓発等事業 予算額 106,500千円

オ 区市町村職員共同研修事業 予算額 70,000千円

カ 日中友好交流事業 予算額 24,000千円

(4) 区市町村の振興に関する情報提供事業 (定款第4条第1項第4号)

自治の振興に寄与することを目的として、区市町村の紹介などを主な内容とした区市町村の情報誌「とうきょう 自治のかけはし」を発行し、区市町村職員及び一般住民が閲覧できるよう配布している。
予算額 2,310千円

令和5年度は、事業基金運用益を充当して3,000部発行した。事業費は1,680,000円。

(5) 広報活動

市町村振興宝くじの販売促進を図るため、広報活動を行っている。
令和5年度は次の広報活動を行った。

ア サマージャンボ宝くじの広報活動

(ア)62区市町村に対し広報誌への掲載及びポスター掲示を依頼

(イ)職員の福利厚生団体機関誌による広報

(ウ)関係団体発行の広報誌による広報

(エ)新聞広告

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、東京新聞、産経新聞、都政新報

(オ)MXテレビによるPR放映(15秒・50回放映)

イ ハロウィンジャンボ宝くじの広報活動

(ア)62区市町村に対し広報誌への掲載及びポスター掲示を依頼

(イ)職員の福利厚生団体機関誌による広報

(ウ)関係団体発行の広報誌及び区市町村HPによる広報

(エ)新聞広告

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、東京新聞、産経新聞、都政新報

